

美保神社の頭屋祭祀資料について

原 宏

私の社会学的論究は、いわゆる事例研究法 (case study method) や参与観察法 (participant observation method) の理念と手法とを可能なかぎり取り入れて調査・研究するという立場をとってきた。このような基本的態度をもって、一貫して、調査対象とする集団の構成員が個人として、また組織体として行動する、その内面に少しでも接近し、人々にとっての即融の意味を体験的に理解するように努めてきた。そして、社会Ⅱ文化の典型性を考えようとしてきた。さらに、全体的な社会的文脈、全生活状況の中で、事例史あるいは生活史、そして社会史 (社会学的社会史) へのアプローチを構想してきた。いくつかの論稿で、はしがきの程度ではあるが触れてきた。本稿で取り扱う資料も、以上のような見地に立脚しているものである。

ところで、出雲国島根郡美保関に鎮座する美保神社 (現在の島根県八束郡美保関町美保関鎮座、神社本庁別表神社。旧国幣中社) の祭礼のうち、特に三月祭り (現行の青柴垣神事) については、つとに世に知られていたが、祭祀研究・民俗研究という観点からは、名

著の誉れ高い和歌森太郎の『美保神社の研究』(弘文堂)の初版が発行された昭和三〇年以降、層の厚い学究の眼が注がれるようになったといつてよいだろう。もともと、その成果はそれほど多いとは言えないが、その中でも村武精一の論説は傾聴に値する点が多岐にわたる。

しかしながら、古い習俗の重層性・複合性を指摘する見解は、和歌森太郎以後、周知の理解に達しているにもかかわらず、美保神社の祭祀構造の細部を解剖学的に部別する作業はといえば、きわめて乏しい。

私は、本誌第二号において、「志とうす」(「シトジ」と「もり木」(「襪と守り木」)とを取りあげて論証したが、伝承と記録とのほざまに神事のディテールを見ていけば、まだまだ多くの内的構造 (structure interne) にかかわる問題点がある。たとえば、年間四度の神事 (青柴垣神事・神迎え神事・お虫干し神事・諸手船神事) の直会に必ず供せられる芋 (里芋)、あるいは青柴垣神事において、一ノ頭屋 (当屋) 神主・二ノ頭屋 (当屋) 神主が幽明両界にまたがっ

た状態、死者であり生者でもある状態、それは外観的には虚脱とも見える状態、さらに言えば憑依の聖と脱塵の俗との同一の状態のとき、その起居・移動・行列に付き添う「腰抱き」(足取りとも俗称)のことなどが、そうである。

あるいは、「ささら」の男児が飛び交うとき、「てんがらし、すいや、あらす、こらす、こらす、どっこいす」と唱えるが、「天狗・鳥」のなまりであろうと思われる。これなども、修験山伏・鳥跳びのことと関連する要素をもっている。

このようなイモ、腰抱き、鳥跳びについては、坪井洋文の『イモと日本人』(昭和五四年、未来社)や住谷一彦・坪井洋文・山口昌男・村武精一の『異人・河童・日本人』(昭和六二年、新曜社)などが示唆に富んでいるが、今はこれ以上は触れないでおく。

さて、本稿では、美保神社の頭屋祭祀に関する資料を復刻して、抄録するが、資料は美保神社宮司家文書、あるいは美保関横屋文書とでも称すべきものの一部である。

資料 編

凡 例

(1) 原本は横山家(屋号横屋)文書の一部であり、当主は横山宏充祢宜である。

(2) 用字は正字・俗字・略字・平かな・変体かな・片かななど、すべて原文どおりにし、(しめ)・(しよ)・(て)などのほか、ゝ・ゝなどの踊り字も残した。

(3) 見消は~~々々~~を付し、訂正字あれば傍記し、不明字は□、塗抹

は■で示した。

(4) () は、すべて原宏の注記や案を示し、(ママ)あるいは(カ)のように断定をはばかったものもある。

(5) 便宜的に、句読点や中黒点を付した。

(6) 付箋などは▲を付して、その位置を示した。

(7) 字配りや行の配列は、原文の趣意を損なわない程度に、印刷の都合により字間をつめたり、空けたりした。

(表紙)

延享第三丙寅十二月日

兩當屋法式書出し扣
覺

一、神曳・祭勤・神供等、如先例可被執行事

一、祭勤之間、火元用可爲□事

一、喧嘩口論、堅可爲無用曳

一、振舞之間、惣神官不可爲中座曳

附り 公用者格別之曳二候

一、祭礼式又ハ神供等、失念有之者此方へ聞合可有之曳

一、諸祭之時分案内、可限三度曳、若及四度候ハ、無遠慮神曳二

可懸曳

一、給仕又ハ案内人等、不可爲白衣曳

一、從家、若仁儀振舞等いし候ハ、儀定之献立より不可爲結

講曳

一、當人之分者神役專ニ相勤、他用者愚成共有構間敷事ニ候

一、万事兩當屋申合、可被相勤曳

右者、近年地下方忌事□水人等狼ニ相成、又ハ諸事・祭曳等被致

我候様ニ承之候、依之新ニ申出し候、此以後随分大切ニ相勤

可被申候、若背社法欵、又ハ忌曳無沙汰成族も有之時者、此方存

寄可有之者也

神長官 横山大隅守

延享三丙寅二月日

(裏表紙裏)
頭屋申渡シ候法式帳 達安代

(表紙)

寛延式巳三月極

年中宮江備物覺

頭屋付渡り

扣

四月祭

五月五日 兩社

六月十五日

七月七日

九月九日

十一月

十二月晦日

(神酒徳利)

錫

(標)

まき

すじ

錫

錫不入

御供、夜

錫

かけ鯛

こんぬ

御酒

御酒

錫

錫

打散

すじ

二月 二夜三日籠 神楽錢

すじ

打まき

さん米(飯)

芋

みそ(細引)ひき

御初尾 百文

錫

打まき

打まき

すじ

森山(森山村)神主初尾二百文

三月三日 右之通、相心得可有之候

三月十日

右之通、此度之頭方此帳面相認、以後頭屋へ付渡シ申候間、間違無

之候様、年中相勤可被申候様申渡し置也

此帳□□□□故、此通頭屋へ付渡シ候、以上

(裏表紙表)寛延三年改、頭屋神事勤候事

(表紙)文化十五年

三保関明神一年神主當屋神主年中入用錢手詰伺書

寅正月

写し

當屋神主年中入用

一、錢貳貫文辻

當三月午ノ日方翌年三月六日迄

一ヶ年別火ニ行事務候品々入用物代

一、同百五拾文

酒肴代

三月初ノ午日、御注連懸神事之節、是迄ハ吸物・酒肴・食(飯)

杯饗應仕来ニ相聞へ候得共、已来祝儀而已ニ相仕舞可申

一、同百五拾文

酒肴代

四月午ノ日、御注連懸(マコ)之節、是迄者一汁一菜位之饗應仕来

之由ニ候得共、以来者神酒祝儀而已ニ相仕舞可申

一、同百五拾文

酒肴代

十月午ノ日、右同断

一、同貳貫百貳拾文

八月十五日、祭り之節、神事式飭り入用調物代

一、錢四貫八百九拾六文

三月三日、祭礼之節、神事式飭り入用調物代

一、同百文

正月初神楽錢

一、同四百五拾文

上芋三百目代

但 三月三日、祭礼ニ相用(ウ)へ候銚布ニ相成候由

一、同貳百五拾文

二夜三日籠り之節、神酒・散米・神楽錢共

但 是迄者焼出し振舞等仕来ニ相聞へ候得共、已来焼出し

相止メ、銘々方弁當持出しニあるし、當屋手合物ハ神

酒・散米・神楽錢斗ニ

一、同貳百文

二月十九日、社司・上官會集、神酒・取肴・茶菓子入用
一、同三百七拾文

右同日之夜、(燈) (燈) 右（燈）ぎ粉いとし候節、入用

一、同三拾五文

同廿日曉、社司、兩當屋ニ祈禱之節、散米・神酒代共

一、同老實文

右同日朝、神事之節、五拾人辻、一人五拾文之賄仕出し相止、

一人二付、白米式合五勺充之積を以、握り二いとし、銘々

盆ニ香物を付、一人前式拾文辻ニ相仕舞可申

一、同四百文

右同断之節、酒肴代

一、同六百文

二月廿日昼、神事之節、三拾人辻、老人五十文之焼出し相

止、銘々盆握り食・香物を付、老人式拾文ニ相仕舞可申

一、同三百廿五文

右同断之節、酒肴代

一、同三百文

同廿一日、神事之節、茶菓子・酒肴代

一、同三百文

同廿二日、神事之節、右同断

一、同百貳十文

同日、籠竹、五寸三本代

一、同三百文

同廿三日、神事之節、茶菓子・酒肴代

一、同三百文

同廿四日、右同断

一、同三百文

同廿五日、右同断

一、同老實六百文

同廿六日、餅白式斗御供・備物代

一、同三百文

同日、茶菓子・酒肴代

一、同三百文

同廿七日、右同断

一、老實文

同廿八日朝、社司・（じんがん）神官五拾人、一飯五拾文之焼出し相

止々、一人白米式合五勺充、銘々盆握り食・香物ニ相仕

舞可申

一、同三百廿五文

右同断之節、酒肴代

一、同三百五十文

同夕、社司・親類拾人賄、焼出し相止、握り食・香物ニ

差出し、酒肴升切

一、同四拾五文

同晦日、才浦（た）社司・神子・兩當屋家内不残潮かきニ参候

節、茶菓子相止、神酒三合代

一、同百文

同夜、親類并遠所家内客之節、引勝餅（ひ）・爇染等、以来相止、

(抄) 粟米・たて茶二の、相仕舞可申事

一、同貳貫五百文

三月朔日朝、神事、人数五拾人、一飯七拾文之焼出し相止
白米貳合五勺ツ、握り食ニメ、銘盆二の大根・昆布・
鰯位三品炙染ニメ、老人前三拾文迄ニ相仕舞可申事

一、同貳百文

右同断之節、神酒頂戴、土器ニメ、酒老升・する宛五枚ニ
の相仕舞可申事

一、同四百文

御船組、人夫三拾人ニハ却ル人数多趣ニ相聞候間、以来
貳拾人ニ相仕舞、昼仕度握食老人貳拾文之積ニメ

一、同三百文

三月朔日夜、御初穂・散米共

一、同百七拾文

同二日昼、神子不残集、神酒こし、同夜終り初祝儀之節、
酒老升切ニメ

一、同七百廿文

同三日、祭礼之節、警固六人・御船手傳三拾人位、以来焼
出し相止、老人貳合五勺充之積、握食・香物斗ニ相仕舞
可申事

一、同貳貫百文

同四日、神事之節、宮ニ入用、甘酒・酒肴代

一、同三百文

同五日、社司・一年神主・神子・両當屋神主共拾人賄、以

来焼出し相止、握り食・香物ニる老人貳拾文之積ニして、
外ニ酒百文分共

一、同百文

三月三日、御當差使の祝儀

一、同四貫貳百文

二月十五日と三月六日迄、日数廿一日分、一日四人充賄、
是迄ハ馳走振有之由ニ候へ共、以来一飯五十文位ニ相仕
舞可申事

ノ 貳拾六貫八百貳拾六文

當屋老人分入用貫高 (▲付箋)

「此當屋入用、是迄一人分五拾貫文余入候様相聞申上候、如此殿
り合相立候へハ、半減辻ニ相成申上候」

ノ

一年神主年中入用

一、錢貳貫文

別さん道具入用調物代

一、同貳貫三百文

三月申ノ日、烏帽子頂戴、官位振舞仕、社司・神子・上官・
神官以上九拾人位、是迄ハ馳走振り仕来与相聞へ候へ共、以
来神酒・握り食ニ相仕舞、老人白米貳合五勺ツ之積ニ
メ、香物ニる貳拾文限りニいし、酒肴ハ五百文切ニ相
仕舞可申事

一、同百五拾文

四月申ノ日、御注連懸之節、當屋神主之通よして

一、同壹貫三百文

右同日、宮二の會集、人数九拾人、甘酒并澄酒・芋・差味(刺身)・繪等、規式入用

一、同百五十文

酒肴代

十月申ノ日、御注連懸之節

一、同貳貫八百文

十一月申ノ日、御供獻上、白米四斗代

一、同壹貫三百文

右同日、宮二の會集、甘酒・澄酒・肴等入用

拾貫文

(▲付箋)

外ニ烏帽子・装束・袴等入用之分

成丈ケ先官之者ヲ借用相仕舞申度候事(カ)

右之通相究、神曳振舞等之節者、年寄一人充、當屋神主・一年神

主宅ニ爲相詰、殿り合行届候様申付度奉存候、以上

寅正月

(▲付箋)

「此一年神主入用、是迄ハ三拾貫文迂入候様相聞へ申上候」

(裏表紙表・付箋)

「文化十五寅二月廿九日、御飛脚到来

両頭屋振舞殿り合被仰出、寺社御役所も御飛脚ニの参り候帳面写

し取、本書即刻返ス」

(表紙)

宝曆三丑年七

三穗宮御神領御尋ニ付、書上書写し

態申入候、然者前之給帳ニ米四俵式斗六升七合、三保関三保明神領与有之候、今被下何方へ受納有之事ニ候哉、又者只今ハ不被下候哉、此段御報可被仰聞候、尤其元方之書出ニ者、銀七拾目之外何羨無之由御書出ニ候、右之入割御書付品、可申遣候、此段貴様方へ承合候様ニ与之儀ニ付、如此御座候、恐惶謹言

小嶋圓太

正清書判

正月廿一日

三保関神主

大隅様

宝曆七丑三月廿日御供米燦火料返答書扣之写

覺

一、銀七拾匁

烧火料

御代、御證文頂戴(カ)

此分、毎年三保関庄屋方受取来り候

右烧火料之儀者、毎月午ノ日・申ノ日之前夜、朔日・十五日之前夜、神前ノ篝を焼、御武運御長久御祈禱御杖并ニ御神楽を奏候、是

を公方籠り申来り候

一、米四表式斗六升七合(俵)

御供米

此分、御證文無御座候、元録年中までハ三保関(録)

庄屋方受取来候様ニ、古帳ニ委ク相見候

右者、毎年三月二日之夜、十一月巳ノ日之夜、一年二兩度御祭礼御供米よて御座候、依之御飯供牲、御供等上納仕来候、然所元録年中、三保関困窮之節、庄屋心得遠仕、村方寄進米与相心得候哉、相渡不申、其節神主玄歳若輩故、重る申出も不仕、打捨置候由二る御座候、夫故上納仕来候御供等羨怠り、漸近年御願申上、御供等者上納仕候得共、御供米之儀者恐多奉存上御願不申上、私方年、式石四斗充之御供献上仕候、社中神人々羨相應之配分御座候所、只今よてハ私方養育仕候

宝曆七丑三月廿日

此分中根兵馬殿御役儀之節上ケ置、重る願可出事

御證文之事并ニ古来御供米被下候処、元録年中方不相渡候ニ付、願出之写し

覚

一、銀七拾匁

焼火料

御代、御證文頂戴

此分、毎年三穂関庄屋方受取来り候

右焼火料之儀者、毎年午ノ日・申ノ日之前夜、朔日・十五日之前夜、神前二樽(新)を焼、御武運御長久御祈禱御杖并御神樂を奏候、是を公方籠りと申来候

一、米四表式斗六舛七合

御供米

此分、御證文無御座候、元録年中までハ

三保関庄屋方受取来り候様、古帳面ニ

委しく相見へ候

右者、毎年三月二日之夜、十一月巳ノ日之夜、一年二兩度御祭礼御供米よて御座候、依之御飯供牲・御供等上納仕来候、然所元録年中、三穂関困窮之節、庄屋心得遠仕、村方寄進米与相心得候哉、相渡不申、其節神主玄歳若輩故、重る申出羨不仕、打捨置候由二る御座候、夫故上納仕来候御供等も怠り、漸近年御願申上、御供等ハ上納仕候得共、御供米之儀ハ恐多奉存上御願不申上、私方年々、式石四斗宛之御供献上仕候、社中神人等々も相應之配分御座候処、唯今二るハ私方養育仕候、以上

宝曆七

丑三月

横山大隅

留岡氏に出ス書付之写し

三保関

明神に神納物之覚

御神酒

壹樽

正月六日

元米四俵式斗六升七合

大豆 五升

柿 式串

柑子 十

糰 式俵

蠟燭 式丁

鳥目 五百文

右者、三保之社、三月・十一月兩度御祭禮之節、毎歳上より被下置候由、社帳ニ相記し有之候得共、當時相渡り不申候、尤年々、社司

方相調、御祈禱執行仕、御祭札御玉串・御供等上納仕來候、右之神納物中絶之様子慥ニ難相知、元録年中迄ハ受納仕候由、三月二日之御供之儀ハ、御上之御供之儀ニ御座候得者、三保閔御在番之御方、社中ニ御詰被成候格合ニ御座候

鳥目三百文

此分、三月三日・四月申ノ日・十一月午日

右三度之祭日、御上之御神樂料ニ御座候、神樂之儀ハ不絶執行仕候へ共、神樂料相渡り不申ニ付、社司方差出申候

餅米 老俵

每歳十二月

此分、御供料、每歳被下置候由ニ社帳ニ相見へ候得共、當時相渡り不申、是又社司方相調申候

三保 六郷

下宇部尾村

森山村

福浦

雲津浦

諸喰浦

三保 閔

右、往古ハ御社領ニ御座候由、大閔秀吉公御代御取上ケ被爲成候様ニ申傳候、當時無社料ニ御座候得共、神事式往古之通り相勤、猶又社数大分ニ御座候所、小破之節者社司方修覆仕居申候、乍尔末々取續無覚束奉存候、何卒三保閔新田之分不殘、明神ニ御供料として、御寄附被成下候得者、永々無怠慢神事相調可申哉ニ奉

存候、以上

四月

(表紙)

文化十三丙子歳

頭屋 諸事 扣帳

四月吉日 神主真央代

(前略、四箇条)

一、三月頭屋別蓋

一ノ頭屋 午ノ日 注連懸之節
二ノ頭屋 申ノ日 注連懸之節

右、盃ヲ遣ス事

昆布・鰯をたまみ、此時客人濱之潮、頭人夫婦能々手水潮を呑ミ、慎ミ第一之事申諭ス、女房無之者ニ祭禮之節、小忌、類縁まゝ何きニても、頭屋より相頼ミ勤メ候もの、二夜三日社籠之日、別蓋頂セ申事、錫・肴持參、自分方よて故障有之候節も、故障明キ候節、いつよてもいゝゝあせ候事、社籠間ニ

不合候ハ、追ゐ老人一夜社籠いゝし候事

一、二宮頭別蓋也、社籠之節、行支ニ懸り候節、錫・昆布・するめ、烈座之中へ出し、自分もり初メ、新ニ相勤候人へ遣シ、夫も

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

一、(中略)

小忌故障之節、何れニ不限名代頭屋とぞ相立候、近例(中略)

一、小忌懐胎之節、此方へ通達致候ハ、不相成候、通達不致候ハ、
無據其訳不存故、相勤候者有之候(中略)

一、頭納候も、三ヶ年間不浄家へ不参候事、近来三ヶ年不立候も、
無據方へ入込候事有之、至る不宜布候間、さしとめ申事

一、頭屋ニある不幸有之候節、注連上ケ忌明候節、湯立清め、注連懸
改候事、内佛も取除ケ候事

一、頭屋煤拂、佛段類家へ預、一切一家とり取扱候事(いっせ)

極々清淨第一二候

一、宗文不引越中ニ頭相勤候もの、早く引越し取候事(中略)

一、神官他国へ参、家業ニ付る之儀も、罷帰候ハ、又神官ニ成、他
所へ養子ニ参候ハ、神官除キ

尤三月三日参詣仕候節、神事ニ出候事(中略)

(中略)

一、二宮頭不幸之節、途中とり之儀も、明年迄代り無之候、不動中
む代り役相定候事先格なり、中古其例(中略)

(中略)

一、三月頭、古々朔日とぞ別火ニ候処、幼少之者杯有之ニ付る不行
届候、又々中古相改候得とも不行届候、段々達安代ニ願出候得共、
不行届候故、不差免候、其心得ヲ以、萬事大切ニ仕候事肝要ニ候

(中略)

一、引頭之者、通殿まで盃致し、皆々へ吹聴仕候事、盃相濟候上拜
殿へ居、饗應致し候、女房も罷出候

一、神楽、扉口まで上ケ、幣を頂セ候事

(中略)

一、三月神船三艘ニ相極候事古例也、頭屋ニ寄、附船増し候得共、
是も頭屋とぞ無據客船杯之儀利(義理)ニとり候事、古例も朔日振舞相濟
候上、組立候、無人之節組始メ置、文化十三年三月、海崎ニ鯨等
有之ニ付、無人ニ付る組始置、二日成就仕候

一、四月祭神船、古来より一艘ニ相極り申候、其訳と申ハ嶋まで神
楽後、神子千早を覆候る帰り候故、組船ニある動キ強く進退六ヶ
布候故、老艘ニ相極候、頭屋ニ寄、組ミ候も、座板不相用候、

幣三本常之通嶋へ立置候、大幣式本持帰る、嶋まで神楽、御祝ひ出
ル

船不着内ニ隨神之注連懸ケ候、頭屋之女房拜殿迫むるへニ出候事

此朝より二宮頭大床ニ上る、縁まで神拜

一、三月頭屋別蓋ニ不成先ニ引頭、又清女有之烈座ハ、當り頭之者
通殿左右ニ付候、六日後如斯、二宮頭もゑほし着込申勤来候者出
勤仕候

(中略)

一、頭屋献立之儀も、従古来任時宜、増減有之候

改候節も、村役人證判連名ニ帳仕立、手前ニ扣帳所持致来候、三
振舞・四振舞・五振舞・七振舞相改候節も、先年冬より申出無之
候も不相成候間、年内より心得有之事

一、波切御幣四十八本白十二
青十六
黒六 両頭屋分四十八本 外ニ御船之幣三
本、白ニある拵へ、頭屋へ遣候事

一、諸相談も、二月十九日ニ致し候事、尤急手無據節も、其外にも
申談し候、村役人中より不申渡候も不行届儀、両頭屋一統二不

申談し候、村役人中より不申渡候も不行届儀、両頭屋一統二不

相成候間、庄屋・年寄中頭屋へ相分ケ、出勤有之候

一、不淨之菜肴等も、頭屋又宮振舞用捨可仕事、古へ(ふく)鮫汁共出候事有之候得共、不心附候、相止メ候事、婦人給仕等輕ク候事、尤家ニも類縁糺數もの、然れとも宮ニも用捨有之候事

一、達安代ニ頭屋条目有之候、折々讀ミ聞セ候事

一、何等之相談も、上官ニは近相済セ来候、造宮・迂宮或ハ無據筋、頭屋振舞増減等、宮よて一統へ及相談候事、其外ハ上官之中カ取次、及沙汰候古例ニ候

一、三月神船之儀、三艘ニ相究候事古例ニ有之候、傳馬無之節も、漁船・反(ソリニぶわ)り古船組候事も有之候、頭屋ニ寄、客船等無據時モ約束之上、又々傳馬付候儀有之候得共、三艘之外不相成候、此方へ不知候の何事も無之附候分ハ構無之候、及沙汰候ハ三艘之外不致候(中略)

(中略)

一、文化十四丑正月、祭相談ニ上官斗神楽所へ相招キ、(以前に)下地庄屋平左衛門殿役儀替ニ付、去冬カ段、被申、神祭之儀いろ、申様も無之間、何卒銘々思(感)コクヲ書付、神前へ伺申様ニと被申候得共、古来カ約(儀)之趣法有之候故、是ヲ以取扱候ハ、可相調候、尤頭屋(く)ニ寄、色、物入有之、他処へ無心等申懸候事モ其家々之事ニ、社中ニモ無之、物入も色、申渡候得共、其家々よて入前強候間、三振舞ニ、背切・若布二色ニ申談候得共、(頭)とふ屋之五振舞格別之物入も無、只其家之殿り合ニ有之候事也へよ、人寄セモ輕クして可致様ニと被申候ニ付、五振舞、若布、背切ニ、廿日硯蓋・焼肴二種、酒三返、後一返をかん酒ニ、まほし肴も五返を四返

込冷酒、後一返か酒、肴モ焼肴(一種)、硯蓋一面ニ、吸物椀ニ付

吸物出し可申、廿日も附吸物(一種)ニ、嶋臺ヲ出カ長箸・□□ヲ出カ(中略) 振舞、拜殿ニ宮椀共ニ遣ひ候積り申渡し候

(中略)

一、御神船三艘、古来之通、若後ニ無據付候分、付船トシ祝儀モ頭屋配分ニ相極置候、若一方ニ船余り一方ニ無之候節も、上官カ船之無キ方へ爲附候事

(中略)

一、頭人髪直し、親ハ夫婦有上官之内相頼申候事

一、頭ニ當候家、佛段出し掃除致し候、類中へ頼候事

三月晦日ニ両頭屋・客人頭・二宮頭共ニ同様之事(中略)

(中略)

一、御祭禮式之儀、(中略)色々物入取縮メ、神事精(趣)ひ三(斤)の(包)けニ致し、吸物ニ小附食位可然(二つひめし)与帳面認メ出し候処、又々其内を取縮メ、握り食ニ、大根續(續)ニ仕舞候様主法書、往来方カ参り、先其分ニ致し可然(中略)然処頭屋ニ例年之通相精ひ有之候
十五日夜 食(赤)飯(飯)、十六日朝 餅(餅)・ひ(ひ)し(し)食(食)・大根漬(大根漬)・屋食(屋食)・むら血、夕同断ニ、餅、十七日朝 餅(餅)・朝飯(朝飯)・汁(汁)・坪(坪)・平皿(平皿)・鱈 例年之趣ニ
十九日 人別、(吸物)・小附食、例年之通り
此夜、粉(粉)々(々)き、例年之通
(中略)
廿日朝 小附食、外ニ小煮物三色、葛(葛)ま(ま)し、引鱈、む(む)し、肴(肴)焼(焼)のれい、大根漬、肴(肴)焼(焼)のれい

酒三献盃ニテ

昼 いも汁、引る小附食・鱈・吸物三度・肴硯蓋焼肴・酒三献
是迄之通りニる相済候

廿一日 小附食・吸物・鱈・焼肴・ひよし・香の物

昼 同断 鳥造り 例年之通り

廿二日 籠造り 小附食・吸物・肴・三献、茶出る

廿三日・廿四日 同断、餅出る

廿五日朝 小附食・汁・鱈・肴、如前

廿六日 餅つき 餅・吸物・食

廿七日 下盛 同断、酒三献

廿八日朝 小附食・くしら汁・鱈・吸物・あれい・肴焼み□□□
鰯・肴焼み□□□
大根漬・ひよし・さあめ

練初メ 本膳 食・汁・めむる・平皿あはなこ・鱈引肴焼もの
かんむやう
牛房
あらい
つけ

酒三献

(中略)

朔日 小附食・汁・平皿五色・ゆへもの・引肴むよし・吸物・略嶋

臺

(中略)

一、二日 晴天、三日極々晴天、東風甚、寒サ強く候、四日・五日

風立荒れ候、六日晴天ニ相成候 (中略)

一、十九日 人別、例年之通

廿日朝 食 椀二盛、汁くしら・鱈・平皿五色・肴色おしき
(折敷)

ゐ、酒三献

廿日昼 いも・吸物・鱈・肴数々・硯蓋・焼物・まし

廿一日朝 いも・鱈・酒三献・肴色々

鳥造り、例年之通

廿二日 籠造り、一日ニる相済候、波戸止普請ニる無人ニ候処、

追々出来立候

廿三日 紙細工相済候 廿四日 休日 廿五日 宝物下

廿六日朝 餅搗

先年モ切火ニる餅米宮升ヲ以計り渡し、引渡し餅餘程大キニ

有之候処、餅米六俵被下候処、元禄年中モ不相渡候ニ付、減

少致し候哉尔今廿日ニ米請取改候モ、先年受取米之節之儀式

ニ候、依之尔今立合相改候、何卒備物モ先年之通再興致度事

ニ候、人別之おにの餅にハ大ニ取候得共、供物少クゐモ不宜布儀ニ

候

廿六日餅 引渡餅白二十・車餅白十・押ゆふり籠二十枚分

頭指五ツ、外ニ除ケ餅、神官ふにの餅神子・さくら・友頭

頭屋家内備餅見合、外々へも遣し候分

小餅十ツ、社司・二宮頭・庄屋所・神宮寺・大市、

十ツ、遣、吸物・酒三献

一、長柄銚子 男蝶・女蝶、のし包松・笹二包山立花(図四個略) 其外、下盛

り・供物等、心付置候事

一、廿五日朝 竿竿・三献 宝物下シ 野老洗新弁天嶋

一、廿六日 餅搗、例年之通

一、廿七日 下盛

一、廿八日朝 食・三菜・三献 ねり初、例年之通

一、晦日 潮のき、東風・雨

一、朔日 食、念入、三菜・焼物、其外肴色、

(中略)

一、二日 浮・天氣、(中略) 村方たんじ(種)、(中略)

一、三日 雨天少、御神事例年之通相調候、賑、布候

(中略)

一、十三日・十四日・十五日 社籠、頭屋方例年之通本膳精ひ、一

汁一菜・餅等出る

一、十九日 人別、例年之通 當年方膳ニ致し度神官願出候、御殿

り合年限候得共、其分村役人中申合申渡候、廿五日いも斗之処、

頭屋方願出、食・若布・すくひ(きより)・背切之由相究候 (中略)

十九日 頭屋神楽・御棚あき、三献(龍カ)いもいも、おまけみしらへ、(御抜解拵)

打まき、神楽そへ置、廿日未暁ニ立神読、とうまい廻ル

廿日朝 振舞、米六表納メ、三献祝儀、昼時御解除、二頭屋

方相揃ひ参、一ノ頭屋 いも・三献・吸物・小附食・肴色、酒

間之物無之三献饗應 二ノ頭屋 同断、吸物ニ夕通り出候

廿一日朝 振舞、苧汁一菜、膳ニゾ、切火、昼鳥造り

廿二日 籠造、中食 吸物・酒出ル 廿三日 紙細工 廿

四日 同断 廿五日朝 苧汁苧菜、膳 去年込いも・鱧斗之処、當年方本膳

二成ル 宝物下

廿六日 餅つき 吸物餅引渡四十白 豆粉式十車餅白 十廿積 四十押ふ

りかざり 四枚充、籠五ツニソ式十、廿八日神官配、神子・さ、らともに

廿七日 下盛り 例之通

廿八日 振舞 苧汁一菜之処、坪付候故相尋候処、後より附候

分附出し吸物之由、酒盛 御供献上

(中略) 役割圖、角力興行、廻船、高田屋嘉兵衛等の記事あり

一、三月三日 天氣快晴、古今賑々鋪、(さわびき) 六十三載、(真矢) 廻船数艘賑

々 敷御神船、(八艘) 二ノ頭屋七艘、尤本式ハ三艘、其外も添へ(中

略) 神事道具・金幣の塗り直し、繕いの記事、宝船引き、音頭、子供踊

り・角力などの記事あり

(中略)

三月七日 御注連懸、同九日 烏帽子着 嘉永七寅三月七日、一ノ

當人完道屋喜八・客人當人野村屋啓三郎兩人御注連懸、別盞讓

候、大式代勤

(中略) 文久四甲 三月十八日 御注連懸、同廿日 烏帽子着

付記

(一) 本稿は、文部省科学研究費補助金(一般研究(A)、課題番号六一

四〇〇〇六、「古代出雲文化の展開に関する総合的研究」、研究

代表者 島根大学教授・田中義昭) によって継続中の研究の一部

として、報告するものである。

(二) 文書の復刻に関しては、横山直材宮司、横山宏充祢宜・藍田奨

剛権祢宜・市後崎長昭権祢宜・吉田和以権祢宜・今井昭紀権祢宜・

立脇通也権祢宜をはじめ職員の方々、神事世話人、副世話人の方

々、上官・準官の方々、年々の頭人(二年神主)・両頭屋(当屋)

・客人頭屋の方々から、長年にわたつてさまざまな御厚意をうけ

たことを深く感謝している。

(三) 参考文献、その他については、左記の拙稿を参照していただければ幸いです。

- (1) 『美保神社の研究』のテキスト・クリティク——出雲美保関の祭祀構造の社会学的検証のために——、昭和五十八年十二月、『島根大学法文学部文学科紀要』第六号——、島根大学法文学部。
- (2) 「美保神社の未公開資料について」、昭和六十年三月、『山陰地域研究〔伝統文化〕』第一号、島根大学山陰地域研究総合センター。
- (3) 『神社の社会統合機能にかんする研究』、昭和六十年三月、文部省科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書、研究代表者・原 宏。
- (4) 「美保神社青柴垣神事のディテール——伝承と記録とのほごま——」、昭和六十一年三月、『山陰地域研究〔伝統文化〕』第二号、島根大学山陰地域研究総合センター。
- (5) 「美保神社青柴垣神事の資料について」、昭和六十二年三月、『山陰地域研究〔伝統文化〕』第三号、島根大学山陰地域研究総合センター。

(昭和六十二年(一九八七) 嘉平)